

## 墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）概要

### 1 改正理由

墨田区立隅田公園の一部の管理を指定管理者に行わせる場合の必要な事項について定める。

### 2 改正内容

(1) 次の事項に係る規定を新たに加える。

- ア 指定管理者が行う公園の管理に関する業務内容（維持管理、物件を設けない占有許可、有料施設の使用の承認等）
- イ 指定管理者の指定方法及び指定に必要な審査項目
- ウ 指定管理者が行う公園の管理基準
- エ 利用料金
- オ 事業報告、秘密保持、原状回復及び損害賠償の義務

(2) その他所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和5年1月1日